

ネーミングライツ契約書（案）

国立大学法人九州大学（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、甲が所有する〇〇〇〇〇（以下「本施設」という。）に冠する愛称を付与する権利（以下「ネーミングライツ」という。）に関して、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本契約は、ネーミングライツについて、基本的な事項を定め、円滑な遂行を図ることを目的とする。

（ネーミングライツの愛称）

第2条 甲は、乙に対して、本施設のネーミングライツを付与する。

2 本施設のネーミングライツの愛称は、次のとおりとする。

日本語表記 「〇〇〇〇〇」

アルファベット表記 「〇〇〇〇〇」

3 契約期間中、原則として愛称は変更しないものとする。ただし、甲又は乙が、愛称を変更することが合理的であると判断するときは、相手方に対して協議を行うことができ、甲乙協議のうえ決定する。

4 契約期間中、甲が本施設を有償で外部貸し出しする場合は、本契約で定めたネーミングライツの愛称は使用しない場合があるものとする。

5 甲は、乙が本施設のネーミングライツ取得者であることの周知を図り、甲の定める規則等、組織内部における文書の記載等において正式名称を使用する場合を除き、第2項の愛称を使用し、当該愛称の定着に努めるものとする。

6 甲は、本施設を利用する第三者に対して、甲の広報誌、ホームページ、案内図、資料等に本施設の愛称を表示させ又は呼称するあらゆる機会に愛称を使用させるように努めるものとする。この場合における費用については、乙は負担しない。

7 甲は、新聞、雑誌、テレビ等のマスコミが本施設の名称を表示する場合に、愛称を使用させるよう努力するものとし、愛称以外の名称を使用する者に対しては乙と協議のうえ、甲の名前で訂正を求めるものとする。

（契約期間）

第3条 本契約の契約期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。

2 愛称の使用期間は前項の本契約期間と同様とし、使用期間の終了の日までに、本契約が終了した場合は、愛称の使用期間も終了する。ただし、契約期間中、本施設が3ヶ月

以上にわたり閉室するときは、契約期間の延長について甲乙間で協議を行うものとする。

(契約期間の満了及び更新)

第4条 乙は、本契約の更新を希望するときは、契約期間満了の3ヶ月前までに、その旨を甲に書面で通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受領したときは、乙との間で本契約の更新について協議するものとする。

3 第1項に定める通知がない場合又は前項に定める協議が整わない場合には、本契約は前条第1項に定める期間の末日をもって終了する。ただし、契約期間の末日の時点で甲乙間の協議が継続しており、かつ、協議を継続しても合意に至る見込みがないことが明らかでないときには、甲は乙との間での優先的な協議を継続するものとする。

(ネーミングライツ料)

第5条 本契約に基づくネーミングライツ料は、年額〇〇〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税額〇〇〇〇〇円）とし、乙は、甲が年度ごとに発行する請求書に基づき、その請求書発行日から60日以内に納付しなければならない。なお、振込にかかる手数料は乙が負担するものとする。

(延滞金)

第6条 乙は、甲の発行する請求書に記載の指定期日までにネーミングライツ料を支払わなかったときは、甲に対し、その翌日から起算して支払った日までの日数に応じ、当該請求書に記載のネーミングライツ料に年3%の割合で計算した金額を延滞金として甲に支払うものとする。

(サイン、案内看板等の設置)

第7条 乙は、事前に甲と協議のうえ、甲所有の土地及び建物等に対して、愛称のサインや案内看板等（以下「サイン等」という。）を設置することができる。

2 前項に定めるサイン等の具体的なサイズ、デザイン、設置箇所及び掲示方法等については、甲の定める基準に基づき、甲乙協議のうえ決定するものとする。

3 第1項に定めるサイン等の設置及び変更は乙が実施するものとし、その費用は乙が負担するものとする。

4 第1項に定めるサイン等の所有権は甲に帰属するものとする。

5 本契約の契約期間が終了し、又は本契約が解除された場合、乙は、甲が指定する日までに、乙の費用負担によりサイン等を撤去し、原状回復を行うものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由により本契約が解除された場合はこの限りではない。

(サイン等の管理)

第8条 前条第1項に定めるサイン等の修繕等、維持管理に要する費用は、乙が負担する。

また、当該サイン等により第三者に損害が生じた場合の責任は、甲の責に帰すべき事由による場合を除き、乙が負うものとする。

2 甲は合理的と考えられる頻度でサイン等が安全かつ適正に設置されているか確認する努力を行うとともに、サイン等が安全かつ適正に設置されていないことを確認した場合には、速やかに乙に通知するものとする。

3 甲は本施設及びサイン等付近の美化に務め、掲示物等の設置については、美観等を十分に考慮して行うものとする。

(その他の特典、付帯条件等)

第9条 甲は、甲乙協議のうえ、乙に対し、次の各号に掲げる特典を付与する。

(1) 乙は、本施設のネーミングライツを付与されていることを、乙の管理する媒体（ホームページ、出版物等）で表示することができる。

(2) 前号の場合、甲は乙に対し、愛称並びに本施設及びサイン等の動画及び静止画を使用することを認めるものとする。

(知的財産権)

第10条 乙が、本契約の愛称に関して知的財産権（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に規定する権利をいう。以下同じ。）を取得した場合においては、乙は、甲がこれを本施設の使用又は甲の通常の事案に必要な範囲で、無償で使用することを認める。

2 前項に定める知的財産権の無償使用に関する具体的な条件については、甲乙協議により別途定める。

3 愛称が第三者の商標権、著作権、パブリシティ権、キャラクター権等第三者の知的財産権を侵害する場合には、乙は、自己の責任と費用においてこれを解決しなければならない。

4 愛称に基づき又はこれに関連して第三者との間で紛争が生じた場合には、乙は、自己の責任と費用においてこれを解決しなければならない。ただし、甲の責に帰すべき事由によるときはこの限りではない。

5 前2項の規定にかかわらず、甲が愛称に起因して第三者に対し金員の支払いを余儀なくされたときは、乙は、甲に対し、これに要した金員その他甲が要した費用（合理的な範囲の弁護士等の専門家の費用を含む。）を直ちに支払う。ただし、甲の責に帰すべき事由による場合はこの限りではない。

(契約の解除)

第11条 甲及び乙は、本契約の相手方につき、次の各号いずれかの事実が生じた場合は、

第3条第1項に定める契約期間中であっても、本契約を解除することができる。

- (1) 本契約の締結及び履行に際し、不正の行為を行ったとき。
- (2) 正当な理由なく、本契約に定める義務を履行しないとき。
- (3) 本契約に定める条項に違反したとき。
- (4) 法令違反等の不正行為、公序良俗に反する行為その他社会的信用を失墜する行為を行ったとき。
- (5) 乙が、ネーミングライツ・パートナー応募時の応募資格を満たさなくなったとき。
- (6) 乙の都合等によりネーミングライツを放棄したとき。
- (7) 甲が実施する改修工事等により、本施設の維持が困難となったとき。
- (8) 災害により、本施設の維持が困難となったとき。

- 2 乙が、前項第6号の規定により本契約を解除するときは、希望する契約解除日の1ヶ月前までに、甲に申し入れるものとする。

(ネーミングライツ料の返還)

第12条 前条第1項第1号から第4号までの規定に基づく甲の申し入れにより、本契約が解除された場合及び同条第1項第5号から第6号までの規定により本契約が解除された場合、甲は、乙が既に支払ったネーミングライツ料を返還しないものとする。

- 2 前条第1項第1号から第4号までの規定に基づく乙の申し入れにより、本契約が解除された場合及び同条同項第7号及び第8号の規定により本契約を解除した場合、甲は既に支払われたネーミングライツ料のうち未履行分について、日割計算のうえ、乙に速やかに返還するものとする。

(損害の賠償)

第13条 甲及び乙は、その責めに帰すことができない事由による場合を除き、本契約を履行しないため又は履行に瑕疵があり、相手方に損害を与えたときは、直接の結果として現実に被った通常の損害に限り、賠償しなければならない。

- 2 甲及び乙は、本契約に基づく賠償金を指定期日までに支払わないときは、遅延日数につき年3%の割合で計算した額を延滞金として相手方に支払うものとする。

(重大な事情変更)

第14条 甲及び乙は、第3条第1項の契約期間中、重大な事情の変化が生じた場合には、相手方に対して当該事情を通知し、甲乙誠実に協議のうえ、契約内容を変更することができる。

- 2 甲及び乙は、災害その他やむを得ない理由により、本契約の履行に支障があると判断した場合には、相手方と協議のうえ、契約内容を変更することができる。

(秘密の保持)

第15条 甲及び乙は、本契約の履行に関し相手方から秘密である旨書面で明示して開示された情報を第三者に開示、提供又は漏洩してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 相手方からの開示を受ける以前に、既に保有し、又は開示された後秘密情報を利用することなく独自に知得したもの
- (2) 相手方からの開示を受ける以前に既に公知であったか、又は開示された後自らの秘密保持義務に違反することなく公知となったもの
- (3) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに知得したもの
- (4) 秘密情報を利用することなく独自に開発したもの

2 甲又は乙は、秘密情報を口頭又は視覚的方法により相手方に対して開示する場合には、開示後30日以内に当該秘密情報の内容を書面で相手方に対して通知しなければならない。

3 前各項の規定は、本契約の終了又は解除の後も秘密情報を保有する限り有効に存続する。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第16条 甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾なしに、本契約上の地位及び本契約から発生する権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、承継させ、転貸し、使用もしくは収益を目的とする権利を設置し、又は抵当権若しくは質権を設定してはならない。

(疑義の決定)

第17条 本契約に関し、疑義又は契約に定めのない事項で解決を要する問題が生じた場合には、甲及び乙が誠意をもって協議し、解決するものとする。

(紛争の解決方法)

第18条 本契約に関し、紛争が生じた場合には、被告の本店(部)所在地を管轄区域とする地方裁判所を第一審の専属的な合意管轄裁判所とする。

上記契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、甲と乙とが記名押印して各自その1通を保有するものとする。

令和〇年〇月〇日

甲 福岡県福岡市西区元岡 7 4 4

国立大学法人九州大学

総長

石橋 達朗

印

乙 ○○○○○○

○○○○○○

代表取締役社長

○○○○○○

印